

令和 6 年度第 1 回松江市人権施策推進基本方針検討委員会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 12 日（金）15 時 00 分から 16 時 30 分まで
2. 開催場所 松江市市民活動センター
3. 出席者 委員（13 名）
井上委員、勝田委員、門脇委員、古曳委員、田中委員、原委員、広野委員、
福島委員、藤井委員、松浦委員、三浦委員、宮阪委員、森下委員
松江市（11 名）
石倉市民部長、池田人権男女共同参画課長、村上教育指導官、
事務局（人権男女共同参画課）：矢田、石原、板持、野津、
こども政策課（1 名）、こども家庭支援課（1 名）、障がい者福祉課（1 名）、
学校教育課（1 名）

4. 市民部長あいさつ （石倉市民部長）

本日は、皆さまお忙しい中、令和 6 年度第 1 回松江市人権施策推進基本方針検討委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆さま方におかれましては、日頃よりそれぞれのお立場から、本市の人権施策推進に格別のご理解・ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、本市では平成 19 年 3 月に「松江市人権施策推進基本方針」を策定し、この方針に基づいて各種施策を推進しております。この方針は人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向性を定めたものでございますが、社会情勢や人権課題などの変化を踏まえ、必要に応じて改定を行うこととしております。前回、平成 31 年の改定以降、「こども基本法」など、個別人権課題に関連する法令が制定されたことや、「島根県パートナーシップ宣誓制度」の導入など、社会情勢や人権課題に関して様々な変化が見られる状況にあることから、これまでに取り組んできた人権施策の結果なども踏まえ、今年度末を目途にこの基本方針の改定を行うことが適切ではないかと判断したところでございます。

本会議は、各人権分野における有識者の皆さま方から、基本方針改定にあたってのご意見をいただく場であると考えております。昨年 9 月から 10 月にかけて市民の皆さまを対象に実施しました「人権に関する市民意識調査」の結果や、本市の各部局で取り組んでいる人権施策の成果・課題などをお示しいたしますので、それぞれのお立場からご意見をいただき、そのご意見を新たな基本方針に反映させ、よりよい施策展開につなげていきたいと考えております。

最後になりますが、本会議が実りあるものとなり、本基本方針の改定が円滑に進みますようご協力をお願いし、私からのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 委員の紹介

6. 委員会の公開について

松江市情報公開条例第 30 条に基づき、審議会等は公開とすることを周知した。

7. 委員長及び副委員長の選任

松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱第 5 条に基づき、委員の互選により委員長に勝田委員、副委員長に松浦委員が選任された。

8. 議事録署名人の選任

議事録署名人に森下委員が選任された。

9. 議事

(1) 現行の基本方針、第三次改定について

【説 明】事務局から資料に基づき説明を行った。

【質疑・意見】なし

(2) 令和 5 年度人権に関する市民意識調査の結果について

【説 明】事務局から資料に基づき説明を行った。

【質疑・意見】なし

(3) 第二次改定後の取組状況について

【説 明】事務局から資料に基づき説明を行った。

【質疑・意見】なし

(4) 基本方針の改定案（第 1 章、第 2 章）について

【説 明】事務局から資料に基づき説明を行った。

【質疑・意見】

(井上委員)

失礼いたします。たくさんの資料があって、びっくりしております。これまでの知識がない私ですが、よく考えられているなと思っています。仕事の関係で公民館におりまして、こういう大きな施策のことも大事ですが、私たち一人一人の意識がとても大事だと思っておりまして、あれっと思った時に攻撃的ではない言葉で、“それはちょっと違っていますよ” みたいなことが言える人になりたいと思っています、このようなものを見て

そういう人がたくさん増えてほしいと思っています。

(門脇委員)

門脇でございます。言いたいことは山ほどあるんですけども、この資料については、全部読破したわけではないので、資料についてはちょっと申し上げにくいですけど、今世の中の話だと、例えば袴田事件も再審が間もなくあります。何十年も拘束されていると。それから最近ではパートナーシップ制度となるもので、日本で認められていると。この間の広島高裁では手術することは憲法違反だみたいなことで、私も随分この人権意識が浸透したなというふうに思っております。

(古曳委員)

しまね国際センターの古曳と申します。私は普段しまね国際センターの中にある多言語相談窓口で、外国人の方の相談に乗ったりしています。私自身、約 2 年海外で生活していたことがありまして、自分が実際外国人という立場を体験しています。今回資料を見させていただいて、こういう場に出席すること自体が初めてなので、本当に皆様から勉強させていただきたいと思っております。

今回図が増えたというお話を先ほど聞きまして、図というのは外国人の方にもわかりやすくして良いなと思っているところです。また、これが実際に完成した後には外国人住民の方がこの内容を知るにはどうしたらいいのかなということを考えていまして、例えば大事なところだけピックアップしてやさしい日本語や、ルビを振る、また翻訳までは難しいかもしれませんが、こういった取組を松江市がしているということが伝わるようになったらと思っております。

(田中委員)

私は、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会の会長の立場で参画させてもらっています。普段は株式会社さんびるという会社の社長をさせてもらいながら、前回から続いている委員を拝命させてもらっています。企業の立場で、様々な経済の変化、社会の構造の変化の中で、様々な人権侵害というものが本当に現場で発生しています。今特に取り上げられているのが、カスタマーハラスメントと言われる、お客様は昔から神様だという、こんな言葉の中で商いが行われてきたのが、今になって弊社も、或いはたくさんの企人協の中にいる会社の中で、お客様から社員がものすごくハラスメントを受ける案件がどんどん増えているというのは事実ですね。この人権施策の大きな枠組みの中で、地域であったり、学校であったり、それぞれの所属する或いは関わっていく環境の中で、少しずつ細かく切り分けて、最も人を大切にしなければいけないような場面をピックアップして、もしやれるのであれば、ものすごく活動が定まってくる気もしないでもないんですけど、企業の中で一生懸命、こういう同和問題も人権もハラスメントも、小さなことから大きなことまで、こういうものに関わりながら、これからも大事にしていきたい

いなあとはいっていますが、如何せん、どんどん言葉が増えている。ハラスメントも元々はセクシャルハラスメントから始まったのが、もう数え切れないぐらい、ハラスメントの言葉が乱立していて、どこからこう向かっていくのかというのが、たくさんの企業経営者の中で悩みになっていることは事実だと思います。でもこうやって松江市さんが先頭を切ってこういう施策をされることに企業の 1 人として参画させてもらいながら、多くの経営者に向かって私たちも、たくさんの社員或いは地域とかに広めていきたいなと思っています。

(原委員)

島根県看護協会の理事をしております原と申します。よろしくお願いいたします。調査の結果を見せていただきまして、私たちが対象とするのは、職能が多いので、看護職の方が主に対象となりますが、先ほどもおっしゃられていたんですけど、カスタマーハラスメントですね、私たちからすると顧客というと患者様だったり、訪問看護であればお宅に訪問させていただいてその家庭が看護の提供の場となるのですが、今までは割と自分たちが我慢するというようなことが割と多くて、まあそれも職務の一つかなというところで、表面に出ていないことが多かったのかなというふうに思うのですが、やはりカスタマーハラスメントという言葉で言われるようになりまして、先ほど田中委員もおっしゃっておられたんですけども、企業の中でも本当にそういうことが多くなっているのかなということを、相談の窓口でも実際に聞こえてきたりするので、やはり人権を守りながら自分たちも大切にしながらサービスが提供できるというようなことが大切かなと、調査結果を見ながら感じました。また、障がいのある方、それから高齢者の方に対するハラスメント、差別的な見方だったり、暴力とまでは行かないまでも差別というようなこともあることは事実かなというふうに思います。

また、この調査の中では、インターネットも最近すごく広まっていて良い面もたくさんあるんですけど、やはり誹謗中傷ですとか、そういったことは気を付けていかないと、いつ自分が被害者になるかわかりませんし、とにかく一人の人間として社会で生きていくことの責任とか、責務とかそういうことを考えていくことが、最終的には個人に戻ってきてつながるかなということを強く思いました。

また、さっき委員さんがおっしゃられたように、外国人の方も増えてきているし、島根県内でも割にブラジルの方が増えているので、そういった方々への対応としたいやりの心と言いますか、そういったことも必要かなとこの調査を見させていただいて感じたところです。

(広野委員)

松江市身障者福祉協会の会長をしております広野と申します。福祉協会は肢体協会と視覚協会、聴覚協会の 3 団体の連合会でございます。障がい者の差別につきましては、法的な整備が進んでおりまして、ここ松江市においてはいち早く条例の制定をしていた

だいておりまして、この頃法改正により合理的配慮の提供が企業の方も、公共ばかりではなくて、民間も義務化をされたという中で、条例も改正されておりますし、松江市としては積極的に取り組んでいただいているなど感謝をしております。

ただ、この差別というのは、差別をするのは人間でして、人間は非常に醜いところがあって、やはり学校教育や社会教育によってそこら辺を変えていかなければならないということを強く感じるんですけど、今回、その研修に参加をされていない方のことがアンケートにありましたが、やはり学校なんかですと、一堂に会してさっと計画的にできるわけですけど、民間のお勤めになっている方を対象にしてやるということになると、やはり時期や場所、インターネットを活用する等、ちょっと工夫をしないと現実この数字は上がってこないのかなという気がいたしております。人の意識を変えていくというのは、時間がかかりますけど、やはり基本的には、教育の場というふうに感じておりますので、もっと力を入れていただきたいなという感じを持ちました。

(森下委員)

島根県隣保館連絡協議会から参りました、松尾会館で館長をしております森下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。膨大な資料で本当に読むのに相当な時間がかかりましたが、なかなか何を言っているのか非常に困ったところなんですけど、現状としては、私は学校で38年勤めて、こどもたちの率直な意見をたくさん聞いたり見たりしてきました。意識調査の中にある、3回以上研修会に参加した人が6割程度、研修をたくさん受ければ、人権問題に対して大切に、人権問題を無くしていくことに意欲が高まるとか、そういういろんな数字が出てるんですけど、小学生たちは逆の数字を見ることがあります。「3回も勉強しているのに、なぜ4割もまだ本気になって取り組まないの」と、大人のそういう姿を率直に伝えてくれるそんな授業を見たこともあります。でもそのこどもたちが大人になったときに、そういうもう4割でもまあいいかと思うような人たちがいる社会に入ってくると、そのこどもたちもその考え方に染まっていくというか、率直に言っていたそのこどもたちも現実を見た中で、自分だけの意見がなかなか通らないという社会があるということを私たちは考えていくことがやはり一番大事だと思っております。結局差別があるということは、今の社会を構成している人の問題であると捉えるべきではないかと思えます。ですから、人権問題を考えるって言ったら、このこどもたちが大人になってから、こういう今の日本の社会の仕組みをどう継承させていくかを、実は今の大人が考える問題だと思っております。

あと、同和問題については、以前のように、個々の間で起きている問題はほとんど聞きません。会館の方にもほとんど相談がありません。が、先ほどインターネットで大変悪質な状況が、法律が制定されてもなお起きております。もう特定の地域全体を指して悪質な個人情報の公開をしてみたりとか、運動している人たちを攻撃したりとか、かつては禁止されている書籍を発行しようとか、今裁判闘争にもなっております。ただ、憲法第14条を基に、人は差別されない権利を持っている判例が出ているので多少心強く思

っておりますが、そういった現実に対して、私は、啓発研修をしていく立場なので、工夫してやっていかなければいけないというのが現在の感想です。

(三浦委員)

公益社団法人島根被害者サポートセンター専務理事兼事務局長の三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。島根被害者サポートセンターは、犯罪被害に遭われた方々に対していろいろなサポート活動を行う団体でございます。今回の、ご説明をいただきました市民意識調査の報告書を見ますと、9ページでありますとか、犯罪被害者とその家族の人権というところで、関心を持っていただいている方がそれでも結構いらっしゃるんだなということを思いました。こうした方々は、いろんな犯罪のニュースを聞いて、また今被害者の方がいろいろなところで講演会をしてらっしゃる、そんなところでこういう方々がいらっしゃるんだなと、関心を持っていただけたからじゃないかと思うんですが、これって、大きな事件の被害者の方なんです。ただ、日常的に申しますと、小さなという言い方は正しいかわかりませんが、いろんな被害にあって、苦しい思いをしていらっしゃる方は、本当に実際たくさんいらっしゃいます。ですので、私たちとしては、本当に今までのお話にもありましたように、犯罪事件の大小ではなくて、量刑にすれば低いような犯罪であっても、その被害者の方は、その事件の被害者となったことで、本当にそれ以降今までとは違った生きづらさを抱えて生活をしておられる方々がいらっしゃるということを、まずは皆さんにわかっていただくというふうなところで、啓発活動を進めて参りたいと思っております。本当に大変な作業だと思いますけれども、一緒に考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(藤井委員)

松江市人権教育研究会で会長を務めております、雑賀小学校校長の藤井と申します。学校現場においては、人権教育という言葉を使い始めて、取り組み出して、20年、30年が経つと思っています。教育の根底に人権教育があるという考え方で、ずっと長らく私たちは取り組んできております。

その中でやっぱり最近2つ感じていることがありまして、1つはやっぱりこどもを取り巻く状況がすごく変わりました。もちろんメディア、SNS、そういったものの発展が1つですし、それから、こどもたちの貧困、貧困というのはちょっと幅広い言い方になるんですけども、格差がすごく広がったと思います。私たちの身の回りで普段接しているそういう知り合いの人たち、見えている部分だけではなくて、やっぱりこどもたちというのはすごく、まさに貧困の真っ只中にいるんじゃないかなっていうことを感じています。虐待の問題もその通りです。大きさ、それから、軽重はあるかもしれないですけども、やっぱり虐待に苦しんでいたり、あるいは家庭内でひどいことを言われたり、苦しんでいるこどもたちというのがやっぱりたくさんいると思います。これは本当に大きく変わってきたなということを感じます。

もう 1 つは、長らく学校現場で人権教育というものに取り組んできたときに、やっぱりその子どもたちが知識として人権というものを知っているっていうこともすごく大事だっていうことも言えます。もう 1 つは、子どもたちが相手を大切にしたり、協力して活動したりする、或いは美しいものを美しいと感じたり、感動したりするようなそういった人権感覚、お互いにみんなそれぞれ良さも、やっぱり苦手なところも違うよねっていうことがわかり合えるようなそういう人権感覚を育てるということもすごく大事だっていうことが、ここ近年感じています。いかんせん、それってすぐに結果が出るものじゃなくて、やっぱりすごく時間がかかるもので、さらにそれがうまく子どもたちに、浸透していったりわかるようになるっていうのは、やっぱり子どもたち自身が大切にされている、大切にされているな自分はあるっていうふうな感覚がないと、他の人のことを大切にしようと思えたり、優しくしようとしたりすることって難しいんだなっていうことを近年感じています。

じゃあ、子どもたちが、自分がどんなふう大切にされて、どんなふう大事にされているかっていうことをどう伝えて、どう感じさせていくか、やっぱりそれって大人が考えていかなくちゃいけないことで、学校、家庭、地域が一緒になって考えていかなくちゃいけないことだと思っております。この新しい第三次改定に向けては、実は私が今言ったことって、子どもが大切にされている実感っていうのは、言い換えると、大人自身も大切にされている実感があるんだろうかということです。松江市に住んでいて、自分自身が大切にされているっていう実感が伴うような、そういう施策を作るための基本方針でなくてはならないだろうなということを感じています。

(福島委員)

松江市PTA連合会会長の福島と申します。市P連は、松江市の中学校、小学校、義務教育学校の保護者の集まりですけれども、保護者の立場からご意見を言わせていただきます。人権に関してしっかり意識を持つということは、研修会の参加っていうのがやっぱり一番ではないのかなと思います。積極的な研修会の参加で、やはり知識を埋め込むとともに、自分がどうだったかなとか、日頃の行いを振り返るということになると思うので、やはり研修会というのは、どんどん積極的に参加していただくように、PTA活動でも推進していきたいなと思っております。

昨年度は、市P連全体の活動もありますけれども、中学校区に分かれていろいろ研修を行ったり勉強会をするんですけども、人権に対しての意識が昨年度からちょっと強くありまして、内容的にはLGBTだったり、いじめに関するものだったり、やはりインターネット等、人権問題ではこの3つについて保護者の意識が強いですが、こういうふう活動する中でいろいろなところにも目が向けていけるような活動を一緒にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(松浦副委員長)

私は今回資料に出していただいた事前質問と意見というところに意見を書かせていただいておりますので、それを中心に話させていただきたいと思います。今までの基本方針と違うなど、視点が広まったなど思ったのは、やっぱり持続可能な開発のための 2030 アジェンダが出され、SDGs という言葉が世の中に広まってきていると思いますけれども、いろいろ勉強させてもらおうと、裏を返せば、その 17 の目標をきちんと解決できるようにしていかないと、この地球自体が危ういのではないかなというようなことを感じ取られるような、SDGs の取り組みだと思うんです。世界的にそれは取り組んでいて、2030 年までにそれに取り組んでいって、もっと住みよい持続可能な地球にしようということになってくると思うんですけれども、その根底はそういうことがちゃんとしてないと、私たちの人権は守られていかないのだろうなと強く感じていますし、今世界中の企業としての取組にしても、日本の中でだけ原材料が調達されているわけではなく、世界の中で調達されていて、その原材料を作っている人たちの暮らしを犠牲にして私たちの豊かな生活が成り立っているのではないかっていうようなことまで、この SDGs が考えさせてくれると思うので、そのことを今回の基本方針の中に、その視点を入れていただいたのがとても良いなというふうに思いました。

私も基本方針の策定に何回か携わらせていただいていますけれども、この基本方針は作ったからおしまいではなくて、それをいかに活用していくかということがすごく大事なことでないかなというふうに思っていますので、実際に活用しやすい形の基本方針ができたならとても嬉しいなというふうに思います。

(勝田委員長)

皆さんからそれぞれご意見をおっしゃっていただいて、どれも大事なご意見だったと思っています。私は松浦副委員長がおっしゃった SDGs に関連することが非常に大事なことだと考えています。それから、根拠になるところで憲法 11 条が引用されていて、これはこれですごく良いことですが、やはり憲法は基本的人権の尊重、国民主権、平和主義という 3 本柱の中で、特にどれということではないですが、やはり基本的人権の尊重が一番というふうに、学者の中でも捉えられています。その証拠に憲法第 97 条、憲法が最高法規である所以は人権の尊重にあるというようなことも謳われております。ですので、憲法第 11 条、第 14 条もありますが、もう少し広げて示されてもいいのではと思います。

それから、アンケートをせっかくされたわけで、その分析が非常に大事だし、今後の松江市の基本方針の策定にあたっては、せっかく時間をかけてやってきたことなので、生かしていきたいと思っています。市の方でアンケートにおいて具体的にこれは目標よりどれだけ低くて、ここをこうしたいというような、今日は 2 点アンケート考察の中で説明されましたけど、もう少し深めていただいて、情報提供いただきたいと思います。

基本的に私は基本方針の改定案第 1 章につきましては良くできているという、基本線

は思っています。

(宮阪委員)

遅参いたしました失礼をいたしました。全体の流れがわかっていない中ですので、おやと思われるところがあるかもしれませんが、中央児童相談所から参っておりますので、こどものことについて少しお話をさせていただければと思います。平成 28 年の児童福祉法改正で、その第 1 条に「子どもの権利条約に基づき」というその一文が入りました。国際的な約束である条約に基づいて日本もこどもの権利について守っていく、そういう意思を示したというところで、僕ら現場にて児童相談所はこどもの権利を擁護するというふうに位置づけられていますので、現場で働いている者たちも非常に勇気づけられたところですが、それに基づいて、この 4 年後、社会福祉法の改正では、私たちが関わるこどもさんたちは、やはり社会的弱者、何らかの権利侵害を受けているこどもさんが多くなっておりますので、児童相談所が関わるお子さんについては、その意見表明を今までもしているが、さらにきちんとやるということで、国の方から指示が下りております。具体的に言えば、一時保護をしたりするお子さんがいたりしますけれども、一時保護をするにあたっては、理由などを説明してきちんと理解していただく、一時保護をしてからの処遇については、こどもさんの意見を聞きながら保護先を決めていくというふうに、権利条約の中にも意見表明という大きな権利があるわけですが、すべてこどもさんの言うことをそのままにできるわけではないですが、意見を言うという権利をきちんと保障してあげるということでは、きちんと言いたいことを言ってもらおうということでは、今までよりも一層、これからしっかり取り組んでいくというふうなことになっております。

それで、今回方針の方、なかなか全体のところまで読み込めていないのですが、事前に意見も出していないので、1 点だけちょっとこの場でお話させていただければと思います。いただいた資料の 7 という付箋が貼ってある資料の 10 ページ目になりますが、ここに (1) 基本的な考え方の③のところ、児童虐待のことについて触れていただいています。ここでは、児童虐待への対応について、関係機関が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、というふうに書いていただいておりますけれども、やはりその虐待が起きている状況というのはすでに人権侵害が発生している状態ということになります。可能であるならば、このところにはできたら発生予防とか、未然防止というところにも踏み込んでいただけるとよろしいのかなと思います。松江市さんもこども家庭センターを昨年度設置され、国の 6 年度設置という目標を先んじて 1 年早く立ち上げられて、児童福祉と母子保健による把握に活動していくということで取り組んでいらっしゃるということで、その母子保健というところの強み、予防というところをぜひ発揮していただけたらいいなと思います。実際に、今日もお越しですけども、虐待対応をしていると予防なんていうところまで手が回らないというのは、児童相談所で仕事をしている実感ですけども、今無理だから目標として掲げないということではないと思いますので、

できればそのところを予防という視点からでも入れ込んでいただくとよろしいのかなと思っています。県でも、児童相談所に来られた方への相談対応での予防というようなところは業務としてやってなかったですけども、一昨年度から児童相談所に保健師を配置して、予防というところ、そういう考えをもって取り組むと。特にこの保健師が、市町村の母子保健師さんと手を携えて、母子保健の部署も本当にお忙しいということは良く理解しておりますけれども、虐待の問題については、予防ということを取り入れて、こういうことを考えていただこうということで今一生懸命活動しておりますので、その点をご検討いただければと思います。

10. その他

第2回検討委員会の日程について、令和6年10月4日（金）15:00～ 松江市市民活動センターにおいてとすることを確認した。